

(別紙)

シンガポール向け輸出食用フグの取扱要領

1. 目的

本要領は、シンガポール向けに輸出される食用フグ（有毒部位を除去したものに限る。）について、日本の衛生部局により発行された衛生証明書の添付が求められていることから、その発行手続き等を定めるものである。

2. シンガポールに輸出可能なフグの要件

シンガポールに輸出しようとするフグが、以下の要件を満たすこと。

- ア 「フグの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号環境衛生局長通知）（以下「局長通知」という。）に規定された、「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位」であること。
- イ 局長通知及び各自治体の条例又は要綱等に基づく事項について、適正に処理されたものであること。
- ウ 各自治体の条例又は要綱等により都道府県知事等が認める者（以下「フグ処理者」という。）及び施設により、処理、加工されたものであること。
- エ 日本においてヒトが消費するための食品として販売することが可能であること。

3. 衛生証明書の発行手続

- (1) シンガポールにフグを輸出しようとするフグ処理者は、フグ処理者及びフグを処理した施設を管轄する都道府県等衛生主管部局に対して、別紙様式1に別紙様式2（I. ①から⑦を英語で記入したもの）を添付して、衛生証明書の発行を申請すること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。
- (2) 「シンガポール向け輸出食用フグの衛生証明申請書」が提出された都道府県等衛生主管部（局）は、申請が適正であると認めるときは、(1)の別紙様式2にReference No.、都道府県等衛生主管部局の名称及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、フグ衛生証明書を発行するものとする。

なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理すること。

- (3) 都道府県等衛生主管部局は、本要領に基づく衛生証明申請書の内容確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 都道府県等衛生主管部局は、衛生証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を衛生証明書の発行日から3年間保管する。

4. 処理施設の監視等及びフグ衛生証明書の発給停止

フグ処理者及びフグを処理した施設を管轄する都道府県等衛生主管部局は、本通知に寄らずフグがシンガポールへ輸出された場合、その他シンガポール向け輸出フグの取扱いが適正に実施されていないと認められるときは、衛生証明書の発給を停止できるものとする。

5. その他

- (1) シンガポール向けに食用フグを輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、衛生証明書を要する食用フグに該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前にシンガポール政府に確認をすること。
- (2) 輸出者は、シンガポールの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、シンガポール向け輸出食用フグに関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) シンガポールからの違反連絡等により、輸出食用フグの衛生状態が不良であること等が確認又は推定された場合、関連のフグを処理した施設等を管轄する都道府県等衛生主管部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出食用フグの輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生主管部局の調査等に対して協力を行うこと。